

地方公共団体情報システム機構の保有する情報の公開に関する規程に基づく情報公開文書とする文書、図画及び電磁的記録の特例について

平成27年9月9日

地方公共団体情報システム機構の保有する情報の公開に関する規程（平成26年地情機規程第13号）第2条ただし書の別に定めるものは、平成26年4月1日に財団法人地方自治情報センター及び財団法人自治体衛星通信機構から承継した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）のうち次に掲げるものとする。

- (1) 機構の設立に関するもの
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の関係法令に基づく番号制度の導入に必要な国から委託されたシステムの設計等に関するもの

附 則

この定めは、平成27年9月9日から施行する。